

事業主のみなさん！！従業員の健康診断に赤穂市民病院をご利用ください。

従業員の方の定期健診のコストダウンできます

定期健診(労働安全衛生規則第44条)11項目 **9,673円**(税込)

35歳以上の全国健康保健協会加入の被保険者の方は協会けんぽ生活習慣病予防健診を、**5,282円**(税込)で受けていただくことができます。

生活習慣病予防健診の中で定期健診項目も実施していますので、労働基準監督署への提出も可能です。

当院では、35歳以上の被保険者の方は生活習慣病健診、35歳未満の方は定期健診での受診をおすすめしております。

産業医を選任していない場合の就労可否コメント記載もご相談ください。

保健師によります、健診日当日の保健指導(当日の健診結果にて対象となる方のみ)も実施しておりますので、是非従業員の方々の生活習慣病予防にお役立てください。

お問い合わせ:赤穂市民病院
健診センター

TEL(0791)43-3222(代)
FAX(0791)43-8577

